

○情報システム開発等の業務に係る競争入札に参加する者に必要な資格等

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定により、秋田県が発注する情報システム開発等の業務（システムコンサルティング業務、システム開発業務、ネットワーク構築業務、WEBサイト等構築業務、スマートフォンアプリ等開発業務、インターネットサービス業務、データ処理業務、コンピュータ研修業務、システム機器賃貸借業務をいう。以下同じ。）についての一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格を定めたので、同令第167条の5第2項（同令第167条の11第3項において準用する場合を含む。）及び秋田県財務規則（昭和39年秋田県規則第4号）第158条第1項（同規則第170条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、その内容並びに資格審査の申請時期及び方法を次のとおり公示する。

平成31年1月22日

秋田県知事 佐竹 敬久

1 競争入札に参加できる者

県が発注する情報システム開発等の業務に係る競争入札に参加することができる者は、競争入札の参加資格に関する審査（以下「資格審査」という。）を受け、情報システム開発等業務に係る競争入札参加資格者名簿に登録された者（以下「資格者」という。）とする。

2 資格審査を受けることができない者

次に掲げる事項のいずれかに該当する者は、資格審査を受けることができない。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4（同令第167条の11において準用する場合を含む。）の規定に該当する者
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定を受けた者を除く。）
- (3) 秋田県暴力団排除条例（平成23年秋田県条例第29号）第2条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者
- (4) 引き続き1年以上同一の事業実績を有しない者
- (5) 国税又は都道府県税を滞納している者
- (6) 営業に関し、法令上許可、認可等と必要とする場合において、これを得ていない者

3 資格審査

- (1) 資格審査は、2年に1回定期に行う。なお、追加の資格審査を随時に行うものとする。
- (2) 資格審査は、次に掲げる事項について審査するものとする。

- ア 営業年数
- イ 財務状況
- ウ 従業員数及び構成
- エ 情報システム開発に関わるISO、プライバシーマーク等の認証取得状況

4 資格審査の申請

- (1) 資格審査を受けようとする者は、別に定める情報システム開発等業務に係る競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- ア 営業概要書
- イ 法人にあっては登記事項証明書、個人にあっては営業の事実を証する書類及び身分証明書
- ウ 申請直前の事業年度の決算を明らかにする書類（法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び資本変動計算書、個人にあっては貸借対照表及び損益計算書）
- エ 申請の日の直前1年間の事業年度における納税証明書（法人にあっては法人税、消費税、地方消費税、法人都道府県民税、法人事業税等、個人にあっては、所得税、消費税、地方消費税、個人事業税等に係る納税証明書をいう。）
- オ 役員等が2(3)に該当しない者であることを誓約する書類等
 - (ア) 誓約書
 - (イ) 競争入札参加資格申請者役員等調書
- カ 使用印鑑届
- キ 権限を営業所長等に委任する場合は、委任状及び受任者の身分証明書
- ク 共同企業体にあっては共同企業体協定書、中小企業組合等にあっては定款、共同受注規約、組合（役）員名簿及び官公需適格組合証明書の写し（該当する場合のみ）、コンソーシアムにあっては協定を証する書類の写し
- ケ 営業に関し許可、認可等を必要とする業種にあっては、当該許可、認可等を受けていることを証する書類の写し
- コ 情報システム開発に関わるISO、プライバシーマーク等の認証を受けている場合は、その認証書の写し

サ その他知事が必要と認める書類

- (2) 申請書の提出期間は、定期の資格審査にあつては資格審査を実施する年度の1月4日から2月28日までとする。
この場合において、2月28日が秋田県の休日を定める条例（平成元年秋田県条例第29号）第1条第1項各号に掲げる日に当たるときは、その翌日をもって申請の期限とする。

この時期に申請できない場合には、別途追加の申請を受け付けるものとする。

5 資格審査の結果の通知

知事は、資格審査の結果を競争入札参加資格審査結果通知書により、当該申請者に通知するものとする。

6 資格の有効期間

競争入札の参加資格の有効期間は、定期の資格審査にあつては、当該資格を決定した年の4月1日から2年後の3月31日までとし、随時の資格審査にあつては、資格を決定した日から次の定期の資格審査が行われる年の3月31日までとする。

7 入札参加資格の取消し及び停止

- (1) 知事は、資格者が2(1)から(3)までに該当する者になったとき、虚偽の申請により資格の認定を受けたことが判明したとき又は資格者として遵守すべき法令等に違反したときは、その者の入札参加資格を取り消すものとする。

なお、資格者の決定を取り消された者は、当該決定を取り消された日から1年を経過する日まで、4による申請をすることができないものとする。

- (2) 知事は、資格者が地方自治法施行令第167条の4第2項（同令第167条の11において準用する場合を含む。）各号のいずれかに該当すると認められたときその他資格者として遵守すべき法令等に違反したときは、資格決定の効力を停止することができるものとする。

- (3) 知事は、(1)又は(2)により資格を取り消したとき及び資格決定の効力を停止したときは、その者に通知するものとする。

8 申請書の記載事項の変更届

資格者は、次に掲げる事項について変更があつたときは、速やかに別に定める情報システム開発等業務に係る競争入札参加資格審査申請書記載事項変更届を知事に提出しなければならない。この場合において当該変更の内容を証明する書類等を添付しなければならない。

- (1) 商号又は名称
- (2) 所在地
- (3) 電話番号、FAX番号及びメールアドレス
- (4) 代表者氏名
- (5) 使用印鑑
- (6) 代理人
- (7) その他営業内容についての重要な事項

9 事業の休止又は廃止の届出

資格者は、事業を休止し、又は廃止しようとするときは、速やかに事業休止（廃止）届を知事に提出しなければならない。

10 雑則

この公示に定めるもののほか、競争入札に関し必要な事項は、別に定める。